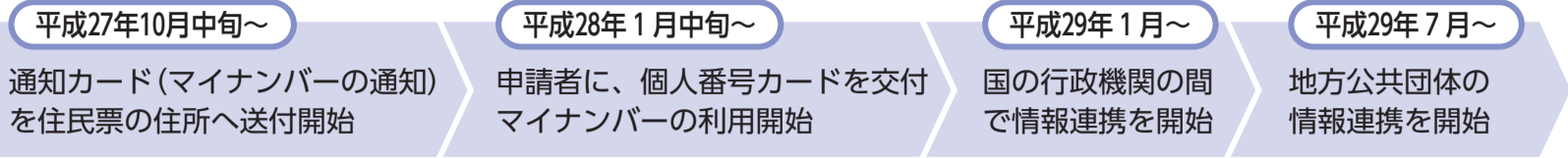


制度実施の流れ



マイナンバーでより良い暮らしへ

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

年金などの社会保障を、確実に給付します。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

行政の効率化

行政手続きが、正確で、速くなります。



マイナンバーを使う場面

平成28年1月から、次の分野でマイナンバーを使用します。

社会 保 障 (年金・労働・医療・福祉)	<ul style="list-style-type: none"> 年金の資格取得や確認、給付 雇用保険の資格取得や確認、給付 医療保険の保険料徴収 福祉分野の給付、生活保護 など
税	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局(※)に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 など
災 害 対 策	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成事務 など

※税務署、都税事務所、市役所などを指します。

行政機関での手続き

児童手当の現況届の際、市役所にマイナンバーを提供します。



厚生年金の裁定請求の際、年金事務所にマイナンバーを提供します。



勤務先での手続き

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。



安心・安全な仕組みづくり

マイナンバー制度の導入に対し、国および市では次のような取り組みをしています。

制 度

利用の制限

法律に規定のあるものを除き、マイナンバーの利用、収集は禁止されています。

罰則の強化

法律に違反した場合、従来より罰則が強化されています。

第三者機関の新設

制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。

特定個人情報保護評価

情報漏えいなどのリスクを認識・分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じます。

また、作成した評価書を国の機関に提出するとともに市政資料コーナーおよび小平市ホームページでも公表しています。

シ ス テ ム

分散管理

今までどおり、個人情報各行政機関が管理するため、情報全体の漏えいを防ぎます。

通信の暗号化

通信をする際は国の整備した情報提供ネットワークを介して行い、さらに通信の暗号化も行います。

アクセス記録確認

個人番号カードを利用して、自宅のパソコンなどから行政機関が自分の個人情報をやりとりした記録を確認できます。

そ の 他

研修などを通し、マイナンバーを扱う職員の知識や意識を高め、セキュリティの確保に努めています。



土曜窓口の臨時閉庁 平成27年10月3日(土)

証明書自動交付機の停止 平成27年10月3日(土)・4日(日)の終日

マイナンバー制度の準備作業実施に伴い、土曜窓口を臨時閉庁します。また市内すべての証明書自動交付機を停止します。

制度全般の問合せ

- 内閣府マイナンバー制度コールセンター
平日 午前9時30分～午後5時30分
☎0570(20)0178 (日本語対応)
☎0570(20)0291 (外国語対応)

市での取り組みの問合せ

- 通知カード・個人番号カードについて
市民部市民課 ☎042(346)9841
- 制度・システム関連について
企画政策部情報政策課 ☎042(346)9802